

○草津市広報くさつ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市が発行する広報くさつ、(以下「広報」という。)に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 広報に掲載できる広告は、次の各号に掲げる要件を備えてなければならない。

- (1) 広報の公共性および品位を損なう恐れを有するものでないこと。
- (2) 商工業の発展に資するものであること。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人事募集、その他これらに属するものでないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業に関するものでないこと。
- (5) 公の秩序または善良な風俗を害するものでないこと。
- (6) その他広報に掲載する広告として、支障が無いと市長が認めたものであること。

(広告の寸法、掲載位置等)

第3条 広告の寸法および掲載位置等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の寸法は、縦98ミリメートル横56ミリメートルとする。
- (2) 広告の掲載位置は、最終ページの前3ページの下段とする。
- (3) 広告の数は、1ページにつき3件までとし、それぞれの広告の掲載位置は、第5条の申込書を受理した順序に従い市長が定める。

(広告料金)

第4条 広告料金は、1件当たり32,000円とする。

(広告の申し込み)

第5条 広報に広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、広告掲載申込書(別記様式第1号)に掲載しようとする版下(完全な原稿という。以下同じ。)を添えて、広報掲載を希望する広報の発行日の1月前までに市長に提出しなければならない。

2 広告の申し込みは、1掲載号につき1件とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同一ページに隣り合う3件までを一つの広告として申し込むことができる。

(掲載決定等)

第6条 市長は、前条第1項の広告掲載申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、申請者に広報くさつ広告掲載通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(広告料金の納入)

第7条 広告料金は、前条の通知の日から広報発行の日の10日後までに全額納入しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

(広告料金の還付)

第8条 既納の広告料金は、原則として還付しない。ただし、市長は、申請者の責めによらない事由または発行もしくは編集の都合によって、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告料金を還付することができる。

(広告の版下)

第9条 広告の版下に関する一切の責任は、申請者が負うものとする。

2 広告の版下の作成に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

(掲載の取り消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定をとりけすことができる。

(1) 申請者がこの要綱に違反したとき。

(2) 広報の発行および編集の都合により、広告を掲載することができなくなったとき。

2 前項の決定の取り消しにより、申請者に損害が生じても市長は、一切の責任を負わないものとする。

(細目)

第11条 この要綱に定めるほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、昭和59年6月1日から施行する。

付 則(昭和60年5月1日)

この要綱は、昭和60年5月1日から施行する。

付 則（昭和62年5月1日）

この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

付 則（平成4年4月1日）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成5年10月26日告示第98号）

この要綱は、平成6年1月1日から施行する。

付 則（平成6年4月1日告示第36号）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成9年2月28日告示第14号）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成13年1月15日告示第6号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、改定後の草津市広報くさつ広報掲載要綱第4条の規定は平成13年4月15日号以降の広報に掲載する広告から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の草津市広報くさつ広報掲載要綱第3条第1項第2号および第3号ならびに第5条第2項の規定は、令和3年5月号以降の広報に掲載する広告から適用する。